

慶弔規程

公益社団法人 全日本不動産協会群馬県本部

第1条 この規程は、当本部の慶弔等について定める。

第2条 会員が下記の事項に該当した場合は、慶弔見舞いを行う。

1 慶祝祝金

功労による叙勲・褒章を授与された場合。 20,000円

2 疾病見舞金

入院・自宅療養が1箇月以上に及ぶ場合。 10,000円

3 会員、その他配偶者及び父母の死亡

(1) 会員が死亡した場合 香典20,000円、弔電 及び
生花1基相当

(2) 会員の配偶者死亡した場合 生花1基相当 及び 弔電

(3) 会員の直系の父母及び同居の配偶者の父母が死亡した場合
生花1基相当 及び 弔電

第3条 この規程に定めない事実発生の場合は、その都度これを決定する。但し事情により、緊急やむを得ない場合は正副本部長が協議の上、適宜処置することができる。処置後理事会の承認を求めるものとする。

附 則

この規程は、平成4年8月26日から適用する。

平成12年11月10日理事会にて一部改正

平成23年8月30日理事会にて一部改正

平成26年10月16日理事会にて一部改正

令和 年 月 日

弔事申請書（訃報）

商号・名称			
代表者名			
連絡先	〒 ☎ ()		
フリガナ 故人の氏名	故 (歳)	代表者 との続柄	
故人の住所	(代表者との同居：有・無)		
死 亡	日 時	月 日 () (午前・午後)	時 分
	原 因	老衰・病氣・事故・その他 ()	
フリガナ 喪 主			故人と の続柄
通 夜	日 時	月 日 () (午前・午後)	時 分
	場 所	会場名 住所 ☎ ()	
告 別 式	日 時	月 日 () (午前・午後)	時 分
	場 所	会場名 住所 ☎ ()	
特記事項	FAX 訃報依頼範囲（チェックをして下さい） <input type="checkbox"/> 地区会員及び県本部役員へ連絡 <input type="checkbox"/> 県本部役員へ連絡 <input type="checkbox"/> 連絡しない		
※申請先	1. 地区役員へ電話連絡してください。 2. 県本部（027-255-6281）へ FAX 連絡してください。		

事務局記入欄 平成 年 月 日 役員連絡済み

(公社)全日本不動産協会 群馬県本部

年 月 日

慶 事 ・ 見 舞 申 請 書

商号・名称				
代表者氏名				
連絡先	〒 ☎			
申請者	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他（代表者との関係）			
該当事項	<input type="checkbox"/> 慶祝祝金 功労による叙勲・褒章を授与されたとき <input type="checkbox"/> 疾病見舞金 入院・自宅療養が1箇月以上に及ぶ場合			
叙勲・褒章	授与日	年 月 日	授与内容	
入院	期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	病 名	
	入院先	☎ ()		
自宅療養	期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	病 名	
	自 宅	☎ ()		
※	<input type="checkbox"/> 県本部役員連絡： 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他			
県本部処理欄	該当金額	<input type="checkbox"/> 慶祝祝金 ¥20,000 <input type="checkbox"/> 疾病見舞金 ¥10,000		
正副本部長確認印			事務局確認印	